

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、ジェットスタークルーアソシエーションから、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、本法同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

### 1 開始日

令和5年8月17日以降

### 2 場所

上記組合の組合員が従事するジェットスター・ジャパン株式会社の全職場（別記の道府県）

### 3 要求事項

労働条件に関する事項等

令和5年8月10日

厚生労働大臣 加藤 勝信

### 別記

北海道	千葉県	愛知県
大阪府	香川県	愛媛県
高知県	福岡県	長崎県
熊本県	大分県	宮崎県
鹿児島県	沖縄県	